



千葉労働局発表
平成30年4月27日

【照会先】
千葉労働局 労働基準部 健康安全課
課長 北村 明典
課長補佐 菰田 清之
主任安全専門官 渡邊 秀明
電話 043-221-4312

「第13次労働災害防止計画」について

千葉労働局（局長：塚本^{つかもと}勝利^{かつとし}）は、第13次労働災害防止計画千葉局版を策定しました。

計画内容の概略は次のとおりとなります。

1、計画が目指す社会

働く方々の一人一人がかけがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さない理念の下、働く方々がより良い将来の展望を持ち得るような社会としていくためには、日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要です。また、一人一人の意思や能力、そして置かれた個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を選択する社会への移行が進んでいく中では、従来からある働き方だけではなく、正規・非正規といった雇用形態の違いにかかわらず、副業・兼業、個人請負といった働き方においても、安全や健康が確保されなければなりません。

さらに、就業構造の変化等に対応し、高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害者である労働者の安全と健康の確保を当然として受け入れていく社会の実現をめざすために計画を推進します。

2、計画の期間

2018年度から2022年度までの5か年を計画期間としています。

3、計画の目標

- (1) 死亡災害については、2017年の死亡者数と比較して、2022年までに15%以上減少させます。
- (2) 死傷災害（休業4日以上）については、2017年の死傷者数と比較して、2022年までに5%以上減少させます。

4、計画における重点事項

- ①死亡災害の撲滅を重点とした対策の推進
- ②過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- ③就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- ④化学工業における爆発・火災災害防止対策の徹底
- ⑤疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

- ⑥化学物質等による健康障害防止対策の推進
- ⑦企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- ⑧安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進
- ⑨国民の安全・健康意識の高揚等

5、千葉局における計画の特徴

千葉労働局では、他県と比較して次の独自の重点項目や重点業種を設けています。

1. 全国有数の石油化学コンビナート地帯（京葉臨海工業地帯）を抱えていることから、化学工業における爆発・火災災害防止対策の徹底の取組みを重点事項としています。
2. 第三次産業のうち、飲食店のみならず、ゴルフ場、公園・遊園地などを追加し、接客娯楽業全体を重点業種として労働災害防止対策・健康障害防止対策を推進します。

【参考資料】

- 資料No.1 第13次労働災害防止計画（全国版）
- 資料No.2 第13次労働災害防止計画（千葉局版）
- 資料No.3 平成29年業種別労働災害発生状況（確定版）
- 資料No.4 平成29年業種別死亡災害発生状況（確定版）
- 資料No.5 第12次労働災害防止計画実績表

第13次労働災害防止計画

一人一人が安全で健康に
働ける「ちば」のために

平成30年4月

千葉労働局

第 13 次労働災害防止計画（目次）

1. 第 12 次労働災害防止計画の評価と第 13 次労働災害防止計画のねらい	- 1 -
2. 計画における基本的な考え方	- 3 -
(1) 計画が目指す社会	- 3 -
(2) 計画期間	- 3 -
(3) 計画の目標	- 3 -
ア 死亡災害	- 4 -
イ 死傷災害	- 4 -
ウ 重点とする業種の目標	- 4 -
エ 腰痛・熱中症に関する目標	- 4 -
オ ストレスチェックに関する目標	- 5 -
(4) 計画の評価と見直し	- 5 -
(5) 計画における重点事項	- 5 -
3. 重点事項ごとの具体的取組	- 5 -
(1) 死亡災害の撲滅を重点とした対策の推進	- 5 -
ア 建設業における墜落・転落災害等の防止	- 5 -
イ 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止	- 7 -
(2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進	- 8 -
ア 労働者の健康確保対策の強化	- 8 -
イ 過重労働による健康障害防止対策の推進	- 9 -
ウ 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進	- 9 -
エ 雇用形態の多様化に対応した安全衛生の推進	- 10 -
オ 副業・兼業、テレワークへの対応	- 10 -
(3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進	- 10 -
ア 災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応	- 10 -
イ 高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止	- 12 -
ウ 個人請負等の労働者の範疇に入らない者への対応	- 13 -
エ 技術革新への対応	- 13 -
(4) 化学工業における爆発・火災災害防止対策	- 13 -
(5) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進	- 14 -
ア 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進	- 14 -

イ	疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり	- 14 -
(6)	化学物質等による健康障害防止対策の推進	- 15 -
ア	化学物質による健康障害防止対策	- 15 -
イ	石綿による健康障害防止対策	- 15 -
ウ	受動喫煙防止対策	- 16 -
エ	電離放射線による健康障害防止対策	- 16 -
オ	粉じん障害防止対策	- 16 -
(7)	企業・業界単位での安全衛生の取組の強化	- 16 -
ア	企業のマネジメントへの安全衛生の取込み	- 16 -
イ	労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用	- 16 -
ウ	企業単位での安全衛生管理体制の推進	- 17 -
エ	企業における健康確保措置の推進	- 17 -
オ	業界団体内の体制整備の促進	- 17 -
カ	元方事業者等による健康確保対策の推進	- 17 -
キ	業所管官庁・地方自治体との連携の強化	- 17 -
ク	中小規模事業場への支援	- 18 -
ケ	民間検査機関等の活用の促進	- 18 -
(8)	安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進	- 18 -
(9)	国民全体の安全・健康意識の高揚等	- 20 -
ア	学校教育機関と連携した安全衛生教育の実施	- 20 -
イ	危険体感教育の推進	- 20 -
ウ	技能検定試験の関係団体との連携	- 20 -

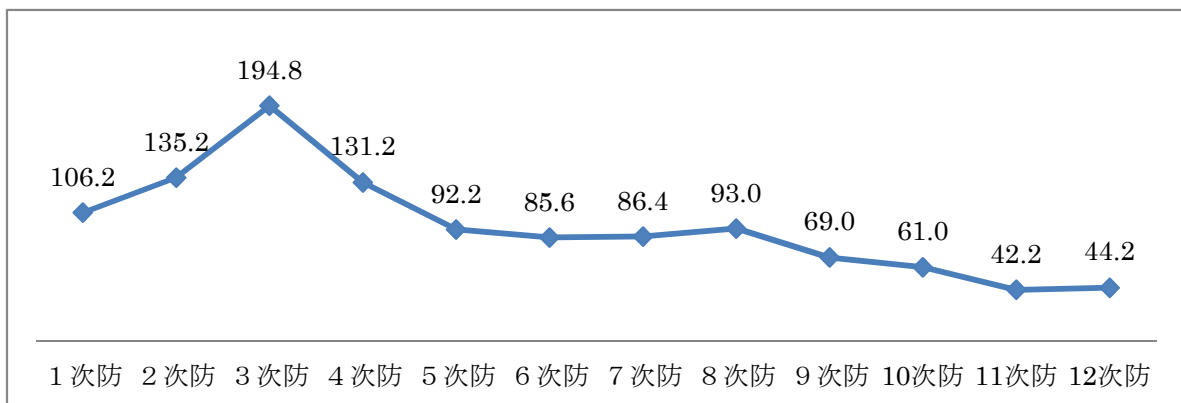
1. 第12次労働災害防止計画の評価と第13次労働災害防止計画のねらい

労働者の安全と健康はかけがえのないものであり、労働者本人にとってはもちろんのこと、家族、事業場、産業界、そして国全体にとって最大限尊重すべきものである。事業場の生産活動を優先するあまり、労働者の生命が脅かされたり、健康が損なわれたりするようなことは、本来あってはならないことであり、事業者をはじめとする関係者は、常に労働者の安全と健康の確保を優先しなければならない。労働者自身もこのことを十分に理解し、安全衛生に関わる活動に積極的に取り組み、協力しなければならない。

第12次労働災害防止計画（以下「第n次労働災害防止計画」を「n次防」という。）期間の最終年である2017年の千葉県内の、労働災害による死亡者の数（以下「死亡者数」という。）は43人となっており、2012年の36人から7人増加し、計画目標（2012年と比して15%以上の減少：30人以下）達成に至らず、12次防期間中（2013年～2017年）の死亡者数の合計についても11次防期間中（2008年～2012年）の死亡者数の合計を上回る結果となった。また、労働災害による休業4日以上之死傷者数（以下「死傷者数」という。）についても、目標とした2012年と比して15%以上の減少（4,344人以下）達成に至っていない状況にある。

近年の状況を見ると、死亡者数は年間40人前後で推移しており、減少傾向にあるとはいえ、第三次産業の労働者数の増加や労働力の高齢化もあって、死傷者数に至ってはかつてのような減少は望めず、これまでとは異なった切り口や視点での対策が求められている。

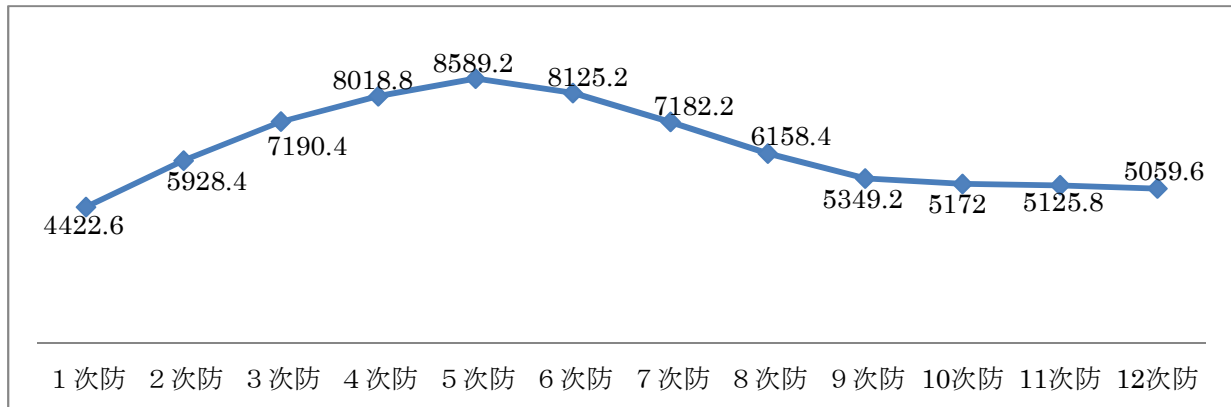
【図1】災害防止計画期間ごとの死亡者数（期間年平均：人）の推移



※11次防4年目（平成23年）は東日本大震災を直接原因とする災害は除く。

※第1次労働災害防止計画は昭和33年から37年までの5年間を計画期間として策定し、以後5年を計画期間とした災害防止計画の策定を繰り返すことにより、第12次労働災害防止計画は平成25年から平成29年までの5年間を計画期間として策定された。

【図2】災害防止計画期間ごとの死傷者数（期間年平均：人）の推移



※1次防（昭和33年～37年）～3次防（昭和43年～47年）は休業8日以上、4次防（昭和48年～52年）～10次防4年目（平成18年）は休業4日以上を対象として、労災給付データにより作成。10次防5年目（平成19年）以降は労働者死傷病報告による。11次防4年目（平成23年）は東日本大震災を直接原因とする災害は除く。

【表1】11次防～12次防期間における主な業種別の死傷者数及び従業者数：人の推移

業種	年	11次防					12次防				
		2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
製造業		1,165	1,097	1,077	985	1,043	976	971	1,006	969	904
従業者数			25.7万			24.8万		24.5万			
建設業		764	690	676	667	663	714	714	604	558	592
従業者数			17.0万			15.4万		15.0万			
運輸交通業及び陸上貨物取扱事業		951	856	870	870	885	896	968	923	976	983
従業者数			13.3万			11.4万		12.8万			
第三次産業		2,414	2,196	2,282	2,263	2,415	2,312	2,356	2,397	2,483	2,540
従業者数			149万			146万		152万			
小売業		575	555	513	551	591	560	592	600	621	596
従業者数			37.1万			34.1万		34.9万			
社会福祉施設		236	232	268	241	324	327	328	340	327	367
従業者数			8.0万			9.8万		12.4万			
接客娯楽業		501	453	482	469	500	479	470	530	529	567
従業者数			27.8万			26.5万		26.6万			

※ 1. 死傷者数は労働者死傷病報告による。また、従業者数は、2009年及び2014年は経済センサス-基礎調査（千葉県統計）、2012年は経済センサス-活動調査（千葉県統計）のうち民営の事業所に係る統計による。

2. 陸上貨物運送事業は道路貨物運送業及び陸上貨物取扱業の合計値である。

定期健康診断における有所見率は50%程度で推移し、過重労働を原因とした脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災事案も高水準で推移しているなか、労働者の健康確保対策やメンタルヘルス対策等の取組と併せ、治療と仕事の両立への取組を推進することも求められている。

このような状況の下、労働災害防止を図るためには、千葉労働局、各労働基準監督署、事業者、労働者をはじめとする関係者が一体となり、対策を総合的かつ計画的に実施する必要がある、今般、2018年度を初年度とし、2022年度までを計画期間とする第13次労働災害防止計画を策定するものである。

事業者、労働者をはじめ、関係者においては、本計画の趣旨、対策の内容等を理解し、自ら積極的に安全衛生水準の向上に努めることが求められる。

2. 計画における基本的な考え方

(1) 計画が目指す社会

働く方々の一人一人がかげがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々の一人一人が、より良い将来の展望を持ち得るような社会としていくためには、日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要である。

また、一人一人の意思や能力、そして置かれた個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を選択する社会への移行が進んでいく中で、従来からある単線型のキャリアパスを前提とする働き方だけでなく、正規・非正規といった雇用形態の違い、副業・兼業、個人請負といった働き方においても、安全や健康が確保されなければならない。

さらに、就業構造の変化等に対応した、高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害者である労働者の安全と健康の確保を当然のこととして受け入れていく社会を実現しなければならない。

(2) 計画期間

2018年度から2022年度までの5か年を計画期間とする。

(3) 計画の目標

千葉労働局、各労働基準監督署、事業者、労働者をはじめとする関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現（一人一人が安全で健康に

働ける「ちば」のために)に向け、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

ア 死亡災害

死亡災害については、一たび発生すれば取り返しがつかない災害であることを踏まえ、死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。

イ 死傷災害

死傷災害（休業4日以上労働災害をいう。以下同じ。）については、死傷者数の増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。

ウ 重点とする業種の目標

重点とする業種の目標は以下のとおりとする。

(7) 建設業

建設業における死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。

(4) 製造業

製造業における死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。

(ウ) 陸上貨物運送事業

陸上貨物運送事業における死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。

(イ) 小売業

小売業における死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。

(オ) 社会福祉施設

社会福祉施設における死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。

(カ) 接客娯楽業（飲食店等）

接客娯楽業（飲食店等）における死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。

エ 腰痛・熱中症に関する目標

(7) 腰痛による死傷者数

第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を、2022年までに2017年のそれぞれの事業における腰痛による死傷者数より5%以上減少させ

る。

(イ) 熱中症による死傷者数

職場での熱中症による死傷者数の2018年から2022年までの5年間の累計を2013年から2017年までの5年間の累計より5%以上減少させる。

オ ストレスチェックに関する目標

2021年における、労働者数50人以上の事業場のストレスチェックの実施率を90%以上、そのうち、集団ごとの分析の実施率を85%以上にするとともに、集団ごとの分析結果を活用した職場改善を促す。

(4) 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行い、千葉地方労働審議会に報告する。また、必要に応じ、計画の見直しを検討する。

(5) 計画における重点事項

以下の9項目を重点事項とする。

- ① 死亡災害の撲滅を重点とした対策の推進
- ② 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- ③ 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- ④ 化学工業における爆発・火災災害防止対策の徹底
- ⑤ 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- ⑥ 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- ⑦ 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- ⑧ 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進
- ⑨ 国民全体の安全・健康意識の高揚等

3. 重点事項ごとの具体的取組

(1) 死亡災害の撲滅を重点とした対策の推進

ア 建設業における墜落・転落災害等の防止

(7) 墜落・転落災害防止対策

- ・ 建設業においては、墜落・転落災害による死亡が死亡災害のうち4割を超える状況にあることから、その発生状況や関連する施策の実績等を踏まえつつ、墜落・転落災害防止対策の推進を図る。また、はしご、屋根等からの墜落・転

落災害を防止するための機材・手法が開発された場合には、その普及を図る。

- ・ 「墜落防止用の個人用保護具に関する規制のあり方に関する検討会報告書」（平成29年6月13日墜落防止用の個人用保護具に関する規制のあり方に関する検討会とりまとめ）を踏まえ、高所作業時における墜落防止用保護具については、原則としてフルハーネス型とするとともに、墜落時の落下距離に応じた適切な保護具を使用するよう指導する。

(イ) 建設工事発注者に対する要請等

- ・ 建設業の発注者に対し、余裕を持った工期の設定、労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）の入札時の評価等、仕様書に安全衛生に関する事項を盛り込むなど、施工時の安全衛生を確保するための必要な経費を積算するよう要請する。また、関係請負人にその経費が渡るよう広く要請する。なお、その際には、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（平成29年6月9日閣議決定）に留意する。

(ウ) 建設現場の統括安全衛生管理の徹底及び各種安全衛生教育の徹底

- ・ 新規に建設業に就労する者（新規参入者）等に対する安全衛生教育の確実な実施、高年齢労働者・外国人労働者への安全衛生上の配慮、作業計画の整備等、各建設現場の統括安全衛生管理の徹底を図る。
- ・ 労働者による現場ルールの順守の徹底と不安全行動の排除のための指導の徹底を図る。
- ・ 安全衛生業務従事者の教育を充実させ能力を向上させることが災害を防止するうえで有効な手法になることから労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第19条の2に基づく「労働災害防止のための業務に従事する者の能力向上教育」の実施に努めるよう勧奨するとともに、安衛法第60条に基づく「安全衛生責任者（職長）教育」を実施するよう併せて指導する。

(エ) 解体工事対策

- ・ 建設業の死亡災害のうち解体工事における死亡災害の占める割合が全国的には徐々に増加しており、今後も鉄筋コンクリートや鉄骨の建築物、橋梁等の解体工事が増加することが見込まれることから、解体工事における安全対策について啓発する。

(オ) 災害復旧・復興工事対策

- ・ 地震、台風、大雨等の自然災害に被災した地域の復旧・復興工事において、新規に就労する者等に対する安全衛生教育の確実な実施、重機災害防止対策の徹底、リスクアセスメントの実施等、各建設現場の統括安全衛生管理を推進す

る。

(カ) 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連工事対策

- ・ 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の施設工事に関連して、長時間労働の縮減も含めて、墜落・転落災害防止や重機災害防止等の労働災害防止対策の徹底と安全衛生意識の高揚を図る。

(キ) 建設業の元方事業者と関係請負人によるそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントの実施促進

- ・ 建設業では、関係請負人の段階では対応が困難な事項について元方事業者がリスクアセスメントを行うなど、元方事業者と関係請負人がそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントを行い、その結果に基づいて適切な措置を講じるよう指導する。
- ・ 建設業労働災害防止協会や関係業界団体との連携を図りながら、あらゆる機会を通じて建設業のリスクアセスメントを広く促進する。

イ 製造業における設備、機械等に起因する災害等の防止

(7) 機械の本質安全化及びリスクアセスメントの推進

- ・ 危険性の高い機械については、機械の包括的な安全基準に関する指針（平成 19 年 7 月 31 日付け基発第 0731001 号）による製造時のリスクアセスメントにおいて、十分な知識及び技能を有する者の参画を求めるよう勧奨し、機械の本質安全化をさらに推進する。
- ・ 機械等の製造者等によるリスクアセスメントを実施してもなお残留するリスクについて、製造者等が機械等を使用する事業者へ情報提供を徹底するよう図る。情報提供を受けた事業者は、機械等を使用させる労働者に対して、安全衛生教育や掲示等により残留リスクについて周知し、機械等の安全な使用の徹底を図る。

(イ) 事業主による自主的な安全確保の取組の推進

- ・ 厚生労働省、経済産業省、中央労働災害防止協会と製造業の主要業界団体で構成される「製造業安全対策官民協議会」における安全対策の検討結果の周知を図り、事業場の自主的な安全確保の促進を図る。
- ・ 生産設備の高経年化に伴い、設備の劣化による労働災害の増加が懸念されるため、その経年劣化によるリスクを低減していく必要性について啓発を図る。
- ・ 安全衛生業務従事者の教育を充実させ能力を向上させることが災害を防止するうえで有効な手法になることから、安衛法第 19 条の 2 に基づく「労働災害防止のための業務に従事する者の能力向上教育」の実施に努めるよう勧奨する

とともに、安衛法第 60 条に基づく「職長教育」を実施するよう併せて指導する。

- ・ 災害が多発している食料品製造業については、食品加工用機械の安全な使用方法等を浸透させるため、関係行政機関と連携しつつ、他の製造業と同様に職長に対する教育の実施等を推進する。
- ・ 製造業における職長の再教育カリキュラムの策定がなされた場合は、その推進・普及を図る。

(ウ) 化学工業における爆発・火災災害防止対策

- ・ 京葉臨海工業地帯に国内最大級の石油化学コンビナートを有していることもあり、当局管内における化学工業の爆発・火災災害防止は重点課題である。近年は、設備の経年劣化に加え、景気変動に伴う人員のスリム化、世代交代等により、事故・災害の知識経験のある安全衛生管理技術者が減少しており、さらにこれら化学工業における事故事例に目を向けると、小規模な火災や危険物の漏えい等の事故が多発している等、深刻な被害を発生させるおそれのある爆発・火災災害発生の潜在的危険性が増加していると考えられることから、労働安全衛生関係法令に定める措置の徹底を図るとともに、千葉労働局監修の「化学工業における爆発・火災防止対策指針」の活用促進、安全データシート（以下「SDS」という。）等を活用した化学物質に係るリスクアセスメントの普及促進を図る。
- ・ また、化学物質を製造し、又は取り扱う設備の改造等の作業の際の労働災害を防止するため、注文者による請負業者への情報提供の徹底や注文者、事業者等が行う非定常作業時の安全衛生対策の徹底を図る。
- ・ さらに、局は企業と関係行政で構成する協議会に参加し、爆発・火災災害防止対策の徹底を図る。

(2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

ア 労働者の健康確保対策の強化

(7) 企業における健康確保措置の推進

- ・ 過重労働・メンタルヘルス対策等の労働者の心身の健康確保対策がこれまでになく強く求められている。そのため、法定の健康診断やその結果を踏まえた就業上の措置のみならず、労働者の健康管理に関して、経営トップの取組方針の設定・表明等、企業の積極的な取組を推進する。また、労働者は、自らも健康の保持増進に努める。

(4) 産業医・産業保健機能の強化

- ・ 事業場において、過重な長時間労働やメンタルヘルス不調等により過労死等（業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう。）のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導や産業医・産業保健スタッフによる健康相談等が確実に実施されるようにし、千葉産業保健総合支援センター（以下「産保センター」という。）による支援等を含めて労働者の健康管理を推進する。
- ・ 「産業医制度の在り方に関する検討会報告書」（平成28年12月26日産業医制度の在り方に関する検討会とりまとめ）で示された内容等も踏まえ、産業医の在り方を見直し、産業医等が医学専門的な立場から労働者の健康確保のためにより一層効果的な活動を行いやすい環境を整備する。
- ・ 衛生委員会等の活動の活性化を図るため、衛生管理体制の確立支援や産業医に衛生委員会等の参加を促すなどの取組を進める。

イ 過重労働による健康障害防止対策の推進

- ・ 過重労働の防止を図るとともに、過重な労働により脳・心臓疾患等の発症のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、長時間労働者に対する健康確保措置として、労働時間の客観的な把握等の労働者の健康管理を強化する。

ウ 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進

(7) メンタルヘルス不調の予防

- ・ ストレスチェック制度について、高ストレスで、かつ医師による面接指導が必要とされた者を適切に医師の面接指導につなげるなど、メンタルヘルス不調を未然に防止するための取組を推進する。
- ・ ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善について、好事例の収集・情報提供等の支援を行い、事業場における総合的なメンタルヘルス対策の取組を推進する。
- ・ 産保センターによる支援等により、小規模事業場におけるストレスチェック制度の普及を含めたメンタルヘルス対策の取組を推進する。
- ・ 事業場におけるメンタルヘルス対策について、労働者の心の健康の保持増進のための指針（平成18年健康保持増進のための指針公示第3号）に基づく取組を引き続き推進するとともに、特に、事業場外資源を含めた相談窓口の設置を推進することにより、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる

環境を整備する。

(イ) パワーハラスメント対策の推進

- ・ 労働者が健康で意欲を持って働けるようにするためには、労働時間の管理やメンタルヘルス対策だけでなく、職場のパワーハラスメントを防止する必要があることから、働き方改革実行計画を受けて開催された有識者と労使関係者からなる検討会の結果を踏まえて、パワーハラスメント対策を推進する。

エ 雇用形態の多様化に対応した安全衛生の推進

- ・ 正規・非正規等の雇用形態の違いにかかわらず、安全衛生教育や健康診断、安全衛生委員会への参画等について適正に実施されるようにする。

オ 副業・兼業、テレワークへの対応

- ・ 副業・兼業を行う労働者の健康確保のため、通算の労働時間の把握や法令に基づく健康診断等の措置を適切に実施するよう周知していく。
- ・ テレワークについては、労働者の健康確保措置のために必要な労働時間の管理を適切に行うとともに、事業者が法令に基づく安全衛生教育、健康診断等を適切に実施するよう周知していく。

(3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

ア 災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応

(7) 第三次産業対策

- ・ 労働者数の増加に伴い、労働災害の総件数が増加傾向にある小売業、社会福祉施設及び接客娯楽業（飲食店等）のうち、多店舗展開で分散している業態の事業場については、個々の店舗や施設において安全衛生に取り組む人員、権限及び予算が限定的であり、本社・本部の労働災害防止対策への参画が求められる。このような業態の事業場について、事業場単位の安全衛生管理に加え、企業単位での安全衛生管理の在り方について総合的に検討することとされているため、その結果を受けて、実態に即した効果的な企業単位での安全管理体制の構築について指導する。
- ・ 経営トップに対する意識啓発や、小売業のバックヤードや飲食店の厨房等の災害多発箇所における「危険の見える化」（危険マップによる危険箇所の表示等）、リスクアセスメントによる設備改善、KY活動等による危険感受性の向上のための働きかけに取り組む。
- ・ 第三次産業の業界団体における安全衛生管理活動の強化を図る。
- ・ 第三次産業の事業場が実効ある取組を行えるようにするため、労働安全コン

サルタント、労働衛生コンサルタント等の専門家を活用できるよう支援する。

- ・ 社会福祉施設については、腰痛予防のため、雇入れ時等の安全衛生教育の徹底のほか、介護機器等の導入促進も併せて行う。
- ・ 小売業や飲食店については、他業種に比べ非正規雇用労働者の割合が高く、経験年数 3 年未満の死傷者の割合が高いことを踏まえ、業界団体と連携しつつ、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。

(イ) 陸上貨物運送事業対策

- ・ 陸上貨物運送事業における労働災害の約 7 割が荷役作業時に発生していることから、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号）に基づき、陸上貨物運送事業労働災害防止協会と連携し、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を図る。
- ・ 荷主事業者に対して、国土交通省（千葉運輸支局）と連携し、長時間の荷待ち時間の削減や荷役施設・設備の改善、荷役作業の安全担当者の配置等について支援を要請する。

(ウ) 転倒災害の防止

- ・ 死傷災害のうちの 2 割強を占める転倒災害については、4 S（整理・整頓・清掃・清潔）や注意喚起を促すステッカーの掲示等による「危険の見える化」、作業内容に適した防滑靴の着用等の取組の促進を図る。
- ・ 一般的に加齢に伴う身体機能の低下により転倒災害の発生リスクが高まることから、これを予防するための体操の周知・普及を図る。

(エ) 腰痛の予防

- ・ 年間 250 件程度の発生が見られる腰痛による死傷災害の予防について、安全衛生教育の確実な実施を推進するとともに、介護労働者の身体的負担軽減を図る介護機器の導入を勧奨する。
- ・ 荷の積卸し等の定型的な重筋業務を行う場合にも、身体への負担を軽減する機械等の導入を勧奨する。

(オ) 熱中症の予防

- ・ 熱中症予防対策の理解を深めさせ、日本工業規格（J I S）に適合した WBGT 値測定器を普及させるとともに、夏季の屋外作業や高温多湿な屋内作業場については、WBGT 値の測定とその結果に基づき、休憩の確保、水分・塩分の補給、クールベストの着用等の必要な措置について指導・勧奨する。

(カ) 交通労働災害対策

- ・ バス、トラック、タクシー等の事業用自動車を保有する事業場において道路

運送法又は貨物自動車運送事業法により選任される運行管理者の講習（2年ごと）に際し、国土交通省（千葉運輸支局）や県内の講習認定機関と連携して、交通労働災害防止のための教育を推進する。

- ・ 交通労働災害については、死亡災害の過半数が、バス、トラック、タクシー等の事業用自動車を保有する事業場以外の事業場で発生していることを踏まえ、千葉県交通安全対策推進委員会の活動等を通じて、あらゆる業種の業界団体に対し、実効ある交通労働災害防止対策が展開されるよう働きかける。

(キ) 職場における「危険の見える化」の推進

- ・ 働き方の多様化が進む中、派遣労働者、若年労働者や未熟練労働者が現に就労する事業場において、労働者の知識・経験の程度にかかわらず、安心して働ける職場を実現していけるよう、「危険の見える化」に配慮しながら、労働災害防止に関する標識、掲示等の対策の普及を推進する。
- ・ 日本語の理解度に差のある外国人労働者においても、上記と同様の対策の普及を推進する。

イ 高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止

(7) 高年齢労働者対策

- ・ 労働力が高齢化し、転倒災害や腰痛が増加傾向にあることから、高年齢労働者に配慮した職場環境の改善（段差の解消、手すりの設置、必要な照明の確保等）、筋力強化等の身体機能向上のための健康づくり等の取組事例、安全と健康確保のための配慮事項の普及を図る。
- ・ 基礎疾患等の健康障害リスクを持つ労働者に対して、労働者自身による健康管理を徹底するよう促すとともに、日常的な作業管理や労務管理の中で、本人の申告に基づいて健康状態を把握し、労働災害につながるような状態で作業に従事させることのないよう、注意喚起する。
- ・ 定期健康診断結果に基づく保健指導や事後措置の中で、労働者自身の健康管理のみならず、基礎疾患が誘発しうる労働災害を防止する観点からも適切な指導・対応が必要であることについて、産業医や産保センターを通じて周知徹底する。

(イ) 非正規雇用労働者対策

- ・ 派遣労働者の労働災害を防止するため、雇入れ時の安全衛生教育や健康診断の実施等の徹底を図る。
- ・ 製造業における業務請負など、就業形態が多様化・複雑化する中で、労働災

害防止の責任の明確化を図る。特に派遣業にかかる安全衛生管理においては、派遣元・派遣先の役割・責任等を明確にし、実施の徹底を図るよう指導する。

- ・ 小売業や飲食店については、他業種に比べ非正規雇用労働者の割合が高く、経験年数3年未満の死傷者の割合が高いことを踏まえ、業界団体と連携しつつ、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。

(ウ) 外国人労働者、技能実習生対策

- ・ 技能実習を終えて帰国した外国人労働者等について、建設業、造船業又は製造業の労働者として入国することを認める制度が創設されたことから、外国人労働者が被災する労働災害の発生件数の増加が危惧される状況にある。こうした点を踏まえ、関係機関と連携して、外国人労働者を雇用する事業場に対し、安全衛生教育の実施、労働災害防止のための日本語教育等の実施、労働災害防止に関する標識・掲示の設置、健康管理の実施等の徹底を図る。あわせて、安全衛生教育の実施に当たっては、外国人労働者向けの安全衛生教育マニュアルの活用を図る。
- ・ 技能実習生については、外国人技能実習機構（東京事務所）と連携し、監理団体や技能実習生の受入れを行う事業場に対する労働災害防止のための取組を推進する。

ウ 個人請負等の労働者の範疇に入らない者への対応

- ・ 建設業における一人親方等については、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」について周知し、それぞれの業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生教育の実施等、必要な対応がなされるよう啓発する。

エ 技術革新への対応

- ・ 人との協調作業を可能とする産業用ロボットやA I（人工知能）の普及、GPS技術の高度化による自律的に作業を行う機械の導入等に伴い、必要な安全規格、機能安全の基準や認証制度が新たに制定された場合はその周知等を行う。
- ・ 信頼性の高い自動制御装置によって機械等を監視及び制御する安全方策の普及を図る。

(4) 化学工業における爆発・火災災害防止対策

- ・ 京葉臨海工業地帯に国内最大級の石油化学コンビナートを有していることもあり、当局管内における化学工業の爆発・火災災害防止は重点課題である。近年は、設備の経年劣化に加え、景気変動に伴う人員のスリム化、世代交代等により、事故・災害の知識経験のある安全衛生管理技術者が減少しており、さらにこれら化学工業

における事故事例に目を向けると、小規模な火災や危険物の漏えい等の事故が多発している等、深刻な被害を発生させるおそれのある爆発・火災災害発生の潜在的危険性が増加していると考えられることから、労働安全衛生関係法令に定める措置の徹底を図るとともに、千葉労働局監修の「化学工業における爆発・火災防止対策指針」の活用の促進、安全データシート（以下「SDS」という。）等を活用した化学物質に係るリスクアセスメントの普及促進を図る。

- ・ また、化学物質を製造し、又は取り扱う設備の改造等の作業の際の労働災害を防止するため、注文者による請負業者への情報提供の徹底や注文者、事業者等が行う非定常作業時の安全衛生対策の徹底を図る。
- ・ さらに、局は企業と関係行政で構成する協議会に参加し、爆発・火災災害防止対策の徹底を図る。

(5) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

ア 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進

- ・ 疾病を抱える労働者の就労の継続に当たっては、職場において就業上の措置や治療に対する配慮が適切に行われる必要がある。このため、健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成8年健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針第1号）、治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン（平成28年2月23日付け基発第0223第5号、健発0223第3号、職発0223第7号。以下「両立支援ガイドライン」という。）の周知啓発を図り、企業の意識改革及び支援体制の整備を促進する。
- ・ 両立支援ガイドラインに基づく事業者と医療機関の連携を一層強化するため、企業向け及び医療機関向けマニュアルが作成された場合にはこれを周知し、産保センターにおける研修の実施等により普及を図る。
- ・ 千葉県地域両立支援推進チームの活動等をとおして、地域における企業、医療機関等の関係者の具体的連携を推進する。

イ 疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり

- ・ 治療と仕事の両立支援は、疾病を抱えた労働者本人からの支援の申出を受けた事業者による支援に加え、治療やその間の各種支援を担う医療機関等とも連携をした総合的な支援の仕組みづくりを進める。そのため、産保センター等と連携して治療と仕事の両立に係る相談支援体制の充実を図る。

(6) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

ア 化学物質による健康障害防止対策

(7) 化学物質による健康障害防止対策

- ・ ラベル表示と SDS の入手・交付の徹底を図り、化学物質の有害性・危険性の見える化を推進する。
- ・ 化学物質の危険性又は有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことから、これらの危険性又は有害性等が判明していない化学物質が規制対象物質の代替品として安易に用いられることのないようにするため、個別指導、集団指導、監督指導及び各種会議等において、事業者及び労働者に対して、必要な対策を講じることを指導・啓発する。

(4) リスクアセスメントの結果を踏まえた作業等の改善

- ・ 化学物質のリスクアセスメントの結果に基づく作業等の改善方法を具体的に分かりやすく示していくなど、作業改善の実効性を上げるための支援策を充実する。

(ウ) 化学物質を取り扱う労働者への安全衛生教育の推進

- ・ 雇入れ時等の安全衛生教育において、化学物質のラベル表示や SDS による情報について理解を深められるようにしたり、保護具の正しい着用方法等の具体的な内容を習得できるようにしたりするなど、その充実を推進する。

イ 石綿による健康障害防止対策

(7) 解体等作業における石綿ばく露防止

- ・ 石綿が用いられている建築物の解体工事の増加が見込まれる中、石綿の使用の有無の調査が十分に行われないうまま解体工事が施工される事例等が報告されている。このため、事業者による石綿の使用の事実の把握漏れの防止を徹底する。
- ・ 発注者が低額で短期間の工事を求め、施工者も低額で短期間の工事を提示することで契約を得ようとする事により、必要な石綿ばく露防止措置がおろそかになることを防止するため、石綿ばく露防止措置を講じない施工者への指導を徹底する。
- ・ 大規模地震等の自然災害が発生した際には、被災建築物等のがれきの撤去作業や被災建築物等の解体工事において石綿ばく露防止が円滑に図られるよう、環境省のマニュアルも踏まえつつ、被災状況に応じた指導・周知等の対応を行うとともに、マスクや手袋等の保護具の円滑な確保等のばく露防止対策の推進

を図る。

(イ) 労働者による石綿等の化学物質の取扱履歴等の記録の保存

- ・ 石綿をはじめとした化学物質による健康障害は長期間経過後に発生することがあることから、事業者は個々の労働者のばく露の状況等を継続的に把握し保存しておくことが必要である。このため、事業の廃止後も含め、こうした情報の保存を推進する。

ウ 受動喫煙防止対策

- ・ 受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための啓発や事業者に対する効果的な支援の実施により、事業者及び事業場の実情に応じた禁煙、空間分煙等の受動喫煙防止対策の普及及び促進を図る。
- ・ 受動喫煙を受ける蓋然性の高い職務上の作業について、換気や空気清浄機の設置等による有害物質濃度の低減や保護具の着用等の受動喫煙防止対策の普及及び促進を図る。

エ 電離放射線による健康障害防止対策

- ・ 医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進するとともに、被ばく線量の測定結果の記録等の保存について管理の徹底を図る。

オ 粉じん障害防止対策

- ・ 粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則その他関係法令の遵守のみならず、第 9 次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。

(7) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

ア 企業のマネジメントへの安全衛生の取込み

- ・ 労働災害防止には、企業の経営トップ等の関与が重要であることから、企業のマネジメントの中へ安全衛生を位置付けることを推奨していくとともに、労働者の安全衛生に関する経営トップからの取組方針の設定・表明等、積極的な取組を推進する。さらに、年間安全衛生管理計画の作成勧奨、各種管理者等の選任の徹底、一定規模の事業場に対する安全衛生総点検を引き続き行う。

イ 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用

- ・ 国際規格としての労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45001）並びに、その発効を受けて制定される JIS 及び改正される労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成 11 年労働省告示第 53 号）について普及促進を図る。

ウ 企業単位での安全衛生管理体制の推進

- ・ 就業労働者数の増加に伴い、労働災害の総件数が増加傾向にある小売業、社会福祉施設及び飲食店のうち、多店舗展開で分散している業態の事業場については、個々の店舗や施設において安全衛生に取り組む人員、権限及び予算が限定的であり、本社・本部の労働災害防止対策への参画が求められる。このような業態の事業場について、事業場単位の安全衛生管理に加え、企業単位での安全衛生管理の在り方について総合的に検討することとされているため、その結果を受けて、実態に即した効果的な企業単位での安全管理体制の構築について指導する。

エ 企業における健康確保措置の推進

- ・ 過重労働・メンタルヘルス対策等の労働者の心身の健康確保対策がこれまでになく強く求められている。そのため、法定の健康診断やその結果を踏まえた就業上の措置のみならず、労働者の健康管理に関して、経営トップの取組方針の設定・表明等、企業の積極的な取組を推進する。また、労働者は、自らも健康の保持増進に努める。

オ 業界団体内の体制整備の促進

- ・ 労働災害の防止に向けては、業界団体による自主的な取組が重要であることから、労働災害が減少しない業界や取組が低調な業界団体に対して要請等を行う。
- ・ 労働災害が増加傾向にある業種等については、労働災害防止団体の活動と連携した業界団体等による自主的な安全衛生活動の促進策を検討するとともに、労働災害防止団体が行う労働災害防止活動に対して、この計画の重点対策を考慮しながら引き続き必要な支援を行う。
- ・ 第三次産業の業界団体における安全衛生管理活動の強化を図る。

カ 元方事業者等による健康確保対策の推進

- ・ 建設業等における元方事業者等による関係請負業者に対する健康確保対策の推進を図る。
- ・ 荷主事業者に対して、国土交通省（千葉運輸支局）と連携し、長時間の荷待ち時間の削減や荷役施設・設備の改善、荷役作業の安全担当者の配置等について支援を要請する。

キ 業所管官庁・地方自治体との連携の強化

- ・ 業所管官庁・地方自治体との連携を強化し、安全や健康確保に関する指導の実施や、公共工事発注への入札要件に安全衛生への取組を盛り込んでもらう等の取組を進める。
- ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（平成29年6月9

日閣議決定）に基づき、国土交通省（関東地方整備局）と緊密な連携の下に、請負契約における安全衛生経費の適切な積算及び確実な支払いに関する施策の実施、施工段階の安全衛生に配慮した設計の普及、中小建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた支援等の取組を着実かつ計画的に実施する。

- ・ 厚生労働省、経済産業省、中央労働災害防止協会と製造業の主要業界団体で構成される「製造業安全対策官民協議会」における安全対策の検討結果の周知を図り、事業場の自主的な安全確保の促進を図る。
- ・ 荷主事業者に対して、国土交通省（千葉運輸支局）と連携し、長時間の荷待ち時間の削減や荷役施設・設備の改善、荷役作業の安全担当者の配置等について支援を要請する。
- ・ バス、トラック、タクシー等の事業用自動車を保有する事業場において道路運送法又は貨物自動車運送事業法により選任される運行管理者の講習（2年ごと）に際し、国土交通省（千葉運輸支局）や県内の講習認定機関と連携して、交通労働災害防止のための教育を推進する。
- ・ 交通労働災害については、死亡災害の過半数が、バス、トラック、タクシー等の事業用自動車を保有する事業場以外の事業場で発生していることを踏まえ、千葉県交通安全対策推進委員会の活動等を通じて、あらゆる業種の業界団体に対し、実効ある交通労働災害防止対策が展開されるよう働きかける。

ク 中小規模事業場への支援

- ・ 中小規模事業場における安全衛生管理体制を整備するとともに、4S（整理・整頓・清掃・清潔）、「危険の見える化」、リスクアセスメント等の安全衛生活動を活性化させるため、安全管理士や衛生管理士による職場改善指導等の労働災害防止団体を通じた支援の充実を図る。

ケ 民間検査機関等の活用の促進

- ・ 千葉労働局で実施している特定機械等の検査等について、民間に移管された場合は周知を図る。
- ・ 労働者の安全確保のために検査等が適切に実施されるよう、民間機関である登録検査機関・登録教習機関等に対する監査指導を厳正に行う。

(8) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

- ・ 安全衛生専門人材の育成、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の事業場外の専門人材の活用により、安全衛生管理組織の強化を図る。

- ・ 安全衛生管理活動の見直し対策として、年間安全衛生管理計画の作成勧奨、各種管理者等の選任の徹底、一定規模の事業場に対する安全衛生総点検を引き続き行う。
- ・ 労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントの能力・質の向上を図るため、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会千葉支部との連携を強化する。
- ・ 災害が多発している食料品製造業については、食品加工用機械の安全な使用方法等を浸透させるため、関係行政機関と連携しつつ、他の製造業と同様に職長に対する教育の実施等を推進する。
- ・ 製造業における職長の再教育カリキュラムの策定がなされた場合は、その推進・普及を図る。
- ・ 第三次産業の業種の業界団体の一部において、会員企業の安全衛生対策を推進するための安全衛生委員会等を設置している場合がある。このため、このような取組を行っていない業界団体に対し、安全衛生委員会等の設置を働きかける。
- ・ 第三次産業の事業場が実効ある取組を行えるようにするため、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の専門家を活用できるよう支援する。
- ・ 社会福祉施設については、腰痛予防のため、雇入れ時等の安全衛生教育の徹底をも行う。
- ・ 小売業や飲食店については、他業種に比べ非正規雇用労働者の割合が高く、経験年数3年未満の死傷者の割合が高いことを踏まえ、業界団体と連携しつつ、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。
- ・ 陸上貨物運送事業における労働災害の約7割が荷役作業時に発生していることから、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインに基づき、陸上貨物運送事業労働災害防止協会と連携し、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を図る。
- ・ 治療と仕事の両立支援は、疾病を抱えた労働者本人からの支援の申出を受けた事業者による支援に加え、治療やその間の各種支援を担う医療機関等とも連携をした総合的な支援の仕組みづくりを進める。そのため、産保センター等と連携して治療と仕事の両立に係る相談支援体制の充実を図る。
- ・ 雇入れ時等の安全衛生教育において、化学物質のラベル表示やSDSによる情報について理解を深められるようにしたり、保護具の正しい着用方法等の具体的な内容を習得できるようにしたりするなど、その充実を推進する。
- ・ 石綿が用いられている建築物の解体工事の増加が見込まれる中、石綿の使用の有無の調査が十分に行われないまま解体工事が施工される事例等が報告されている。このため、事業者による石綿の使用の事実の把握漏れの防止を徹底する。

- ・ 地震、台風、大雨等の自然災害に被災した地域の復旧・復興工事において、新規に就労する者等に対する安全衛生教育の確実な実施、重機災害防止対策の徹底、リスクアセスメントの実施等、各建設現場の統括安全衛生管理を推進する。

(9) 国民全体の安全・健康意識の高揚等

ア 学校教育機関と連携した安全衛生教育の実施

- ・ 職場における安全確保や健康管理の仕組み、メンタルヘルス等に係る基礎知識等について、学校教育機関に働きかける。

イ 危険体感教育の推進

- ・ 労働者の危険感受性の低下が、労働災害が減少しない原因の一つとなっているとの指摘があることを踏まえ、VR（バーチャル・リアリティ）技術の応用を含めて、労働者の危険感受性を高めるための教育の推進を図る。

ウ 技能検定試験の関係団体との連携

- ・ 千葉県職業能力開発協会等と連携して、安全衛生に係る最新のデータや行政動向を技能検定の受検者をはじめとする労働者等に対して提供することにより、安全衛生に関する知見の普及を推進する。

業種別労働災害発生状況（休業4日以上）

千葉労働局

区 分		平成27年・28年の災害 【確定値】				平成24年・28年・29年の災害(同期比) 【確定値】						
		27年	28年	対前 年	増減 率	24年	28年	29年	対前 年	増減 率	対24 年	増減 率
製 造 業	食 料 品 製 造 業	370	344	-26	-7.0%	361	344	324	-20	-5.8%	-37	-10.2%
	繊維・繊維製品製造業	7	6	-1	-14.3%	11	6	5	-1	-16.7%	-6	-54.5%
	木材・木製品・家具製造業	29	42	13	44.8%	34	42	33	-9	-21.4%	-1	-2.9%
	紙製造・印刷製本業	22	29	7	31.8%	37	29	29	0	0.0%	-8	-21.6%
	化 学 工 業	75	76	1	1.3%	81	76	69	-7	-9.2%	-12	-14.8%
	窯業・土石製品製造業	36	45	9	25.0%	49	45	45	0	0.0%	-4	-8.2%
	鉄鋼・非鉄金属製造業	39	40	1	2.6%	43	40	37	-3	-7.5%	-6	-14.0%
	金属製品製造業	239	209	-30	-12.6%	212	209	188	-21	-10.0%	-24	-11.3%
	一般機械器具製造業	43	44	1	2.3%	61	44	38	-6	-13.6%	-23	-37.7%
	電気機械器具製造業	13	21	8	61.5%	22	21	15	-6	-28.6%	-7	-31.8%
	輸送用機械器具製造業	30	27	-3	-10.0%	29	27	18	-9	-33.3%	-11	-37.9%
	電気・ガス・水道業	11	8	-3	-27.3%	5	8	10	2	25.0%	5	100.0%
	その他の製造業	92	78	-14	-15.2%	98	78	93	15	19.2%	-5	-5.1%
	小 計	1,006	969	-37	-3.7%	1,043	969	904	-65	-6.7%	-139	-13.3%
鉱 業		4	3	-1	-25.0%	4	3	4	1	33.3%	0	0.0%
建 設 業	土 木 工 事 業	127	138	11	8.7%	155	138	128	-10	-7.2%	-27	-17.4%
	建 築 工 事 業	370	295	-75	-20.3%	352	295	296	1	0.3%	-56	-15.9%
	木造家屋建設業(内数)	79	68	-11	-13.9%	86	68	57	-11	-16.2%	-29	-33.7%
	その他の建設業	107	125	18	16.8%	156	125	168	43	34.4%	12	7.7%
	小 計	604	558	-46	-7.6%	663	558	592	34	6.1%	-71	-10.7%
運 取 輸 送 業	運 輸 交 通 業	151	177	26	17.2%	155	177	157	-20	-11.3%	2	1.3%
	陸上貨物運送業	773	801	28	3.6%	733	801	830	29	3.6%	97	13.2%
	港 湾 荷 役 業	3	7	4	133.3%	6	7	10	3	42.9%	4	66.7%
	小 計	927	985	58	6.3%	894	985	997	12	1.2%	103	11.5%
林 業		6	10	4	66.7%	16	10	4	-6	-60.0%	-12	-75.0%
漁 業		7	4	-3	-42.9%	9	4	10	6	150.0%	1	11.1%
そ の 他 の 事 業	卸 売 業	80	86	6	7.5%	90	86	100	14	16.3%	10	11.1%
	小 売 業	600	621	21	3.5%	591	621	596	-25	-4.0%	5	0.8%
	医 療 保 健 業	89	109	20	22.5%	115	109	128	19	17.4%	13	11.3%
	社 会 福 祉 施 設	340	327	-13	-3.8%	324	327	367	40	12.2%	43	13.3%
	ビルメンテナンス業	117	118	1	0.9%	115	118	106	-12	-10.2%	-9	-7.8%
	旅 館 業	47	41	-6	-12.8%	31	41	66	25	61.0%	35	112.9%
	飲 食 店	245	246	1	0.4%	188	246	211	-35	-14.2%	23	12.2%
	ゴルフ場の事業	97	92	-5	-5.2%	126	92	96	4	4.3%	-30	-23.8%
	清掃・と畜業	122	119	-3	-2.5%	123	119	127	8	6.7%	4	3.3%
	上記以外の事業	725	804	79	10.9%	798	804	792	-12	-1.5%	-6	-0.8%
小 計	2,462	2,563	101	4.1%	2,501	2,563	2,589	26	1.0%	88	3.5%	
合 計		5,016	5,092	76	1.5%	5,130	5,092	5,100	8	0.2%	-30	-0.6%

- 注) 1. 平成29年発生件数は平成30年4月9日に確定。
 2. 陸上貨物運送業には道路貨物運送業及び陸上貨物取扱業を含む。
 3. 木造家屋建設業は建築工事業の内数である。
 4. 労働者死傷病報告(様式第23号)に基づく統計である。

平成29年業種別死亡災害発生状況

(平成30年3月31日現在)

【確定値】

千葉労働局

		平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成28年 確定値	平成29年 確定値	対 同 期 増 減	増 減 率 %
製 造 業	食料品製造業	1	1		1			2	2	
	繊維・繊維製品製造業									
	木材・木製品・家具製造業			1						
	紙製造・印刷製本業									
	化学工業		5	1	2	1	1	1		
	窯業・土石製品製造業			1				1	1	
	鉄鋼・非鉄金属製造業	2	1	4	2	3	3		-3	-100.0
	金属製品製造業	1		1	3	3	3		-3	-100.0
	一般機械器具製造業							2	2	
	電気機械器具製造業									
	輸送用機械器具製造業	3	1		2					
	電気・ガス・水道業			1						
	その他の製造業		1	2	1			2	2	
	小 計	7	9	11	11	7	7	8	1	14.3
鉱 業			1	1				1	1	
建 設 業	土木工事業	3	2	5	5	3	3	4	1	33.3
	建築工事業	10	11	11	7	3	3	4	1	33.3
	(木造家屋建設業／内数)	(2)	(2)	(3)	(1)	(1)	(1)	(1)		
	その他の建設業	1	4	7	3	6	6	2	-4	-66.7
小 計	14	17	23	15	12	12	10	-2	-16.7	
運 取 扱 貨 物 業	運輸交通業				1			2	2	
	陸上貨物運送業	9	9	4	4	6	6	7	1	16.7
	港湾荷役業	1		2		1	1		-1	-100.0
小 計	10	9	6	5	7	7	9	2	28.6	
林 業										
漁 業										
そ の 他 の 事 業	卸売業	2	2					1	1	
	小売業		1	3		2	2	3	1	
	医療保健業			1	1					
	ビルメンテナンス業				1	1	1	1		
	旅館業									
	飲食店							1		
	ゴルフ場の事業							1	1	
	清掃・と畜業	1	1	3	2			1	1	
	上記以外の事業	2	8	5	6	7	7	7		
小 計	5	12	12	10	10	10	15	5	50.0	
合 計	36	48	53	41	36	36	43	7	19.4	

※ 1. 毎年の確定は翌年3月末日(年度末)とする。

【平成29年分は平成30年3月31日をもって確定とする】

2. 陸上貨物運送業には道路貨物運送業および陸上貨物取扱業を含む。